

◎令和8年度診療報酬改定に関する疑義解釈(厚生労働省保険局医療課事務連絡)  
(発出順)

2026.5.8現在

項目	問	答	年月日	備考
有床義歯	鑄鉤、線鉤、コンビネーション鉤及び大連結子について、歯科用貴金属を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載することとされているが、どのような理由が該当するのか。	例えば、鉤歯の状態により、歯科用貴金属でなければ鉤の破折が起り得る等の歯科医学的な理由が該当する。	令和8年4月20日	疑義解釈資料の送付について(その3)
歯科技工所ベースアップ支援料	「歯科技工所ベースアップ支援料」の留意事項通知(3)において、「本区分はM005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定日に算定する」とされているが、患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合又は患者が死亡した場合であって、補綴物等の製作等がすでに行われているにもかかわらず、装着できない場合は、当該支援料は算定できるのか。	未来院請求時に算定して差し支えない。	令和8年4月21日	疑義解釈資料の送付について(その4)
歯科技工所ベースアップ支援料	歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準において、「当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること。」とあるが、製作技工に要する費用の中に当該支援料を含めて、製作技工に要する費用としてまとめて支払いを行ってよいか。	まとめて支払うことで差し支えない。ただし、当該支援料が含まれることが分かる請求書等を、算定に係る書類として保存すること。	令和8年4月21日	疑義解釈資料の送付について(その4)
歯科技工所ベースアップ支援料	歯科診療所から歯科技工所に対する、当該支援料による委託費の増額に伴う消費税の増額分について、当該支援料を充当することとして差し支えないか。	差し支えない。	令和8年4月21日	疑義解釈資料の送付について(その4)
歯科技工所ベースアップ支援料	歯科技工所ベースアップ支援料については、1装置につき、装着の算定時に算定する取り扱いであるが、以下の装置における取り扱いはどのようになるのか。 ①磁性アタッチメントを支台装置とする有床義歯を装着する際に、キーパー付き根面板と有床義歯に対してそれぞれ装着料を算定した場合 ②帯環を含む固定式矯正装置を装着する際に、それぞれ装着料を算定する場合	①キーパー付き根面板と有床義歯(磁石構造体を含む)は別装置であるため、有床義歯とキーパー付き根面板の装着料の算定時に、歯科技工所ベースアップ支援料はそれぞれ算定できる。 ②帯環と固定式矯正装置は同一装置であるため、歯科技工所ベースアップ支援料は1回算定する。	令和8年5月8日	疑義解釈資料の送付について(その5)
特定保険医療材料	人工歯(陶歯、レジン歯、スルフォン樹脂レジン歯及び硬質レジン歯)の材料価格基準の単位が1歯単位に見直されたが、当該材料については、1歯単位の材料価格を10円で除して得た点数(端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数)を、使用した人工歯の歯数分で合算して算定すればよいか。	そのとおり。	令和8年5月8日	疑義解釈資料の送付について(その5)